

# 全国トース技術研究組合定款

## 第1章 総則

### (事業)

第1条 本組合は、自然災害や異常降雨など異常気象による災害増加が懸念される状況の中で、自然災害の抑制、雨水の河川流入の削減、温暖化による表面温度上昇抑制などの課題を解決するために、次の事業を行う。

- 一 組合員のために、透水性保水型工法の現象特性の解析及び新技術開発に関する試験研究を実施すること。
- 二 組合員のために前号の研究の成果を管理すること。
- 三 組合員に対する技術指導を行うこと。
- 四 研究の成果を実用化するための研究を行うこと。
- 五 前各号の事業に附帯する事業。

### (名称)

第2条 本組合は、全国トース技術研究組合（英文名 All Japan Tohsu Technical Association in Civil Engineering）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を福岡県八女郡広川町大字水原 1434 番地 5 に置く。

## 第2章 組合員

### (組合員の資格)

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に本組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用するものとする。

- 2 本組合は、国立大学法人、学校法人、独立行政法人、一般社団法人及びその法人に属して試験研究を行う者、並びに弁護士、弁理士、税理士、社会保険労務士、技術士を学術組合員にすることができる。

### (加入)

第5条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承認を得て、本組合に加入することができる。

### (自由脱退)

第6条 本組合の組合員は、180日前までに書面で予告し、事業年度の終了の時に於いて、脱退することができる。

(法廷脱退)

第7条 本組合の組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 第4条に規定する組合員たる資格の喪失
  - 二 死亡又は解散
  - 三 除名
- 2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によってすることができる。この場合は、本組合は、その総会の日から10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- 一 費用の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
  - 二 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
  - 三 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした組合員
- 3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(費用の賦課)

第8条 本組合は、次に掲げる事項を考慮して、組合員に本組合の事業に要する費用を賦課することができる。

- 一 本組合の行う試験研究の成果を利用する分量
  - 二 組合員の事業規模及び法人属性等
  - 三 新規に加入する組合員について、既存の組合員がその加入年度に負担した金額
  - 四 脱退する組合員について、脱退事業年度及びその翌年度以降に負担する金額
- 2 前項に規定する費用の賦課及び徴収の方法は、総会の決議により定める。
- 3 組合員は、前2項の費用の納付について、相殺をもって本組合に対抗することができない。ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てる時は、この限りではない。

(損失の処理)

第9条 損失の処理の方法は、事業年度ごとに総会において定める。

(組合員名簿の作成等)

第10条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 加入の年月日
- 2 組合員は、氏名又は名称及び住所又は居所を変更したときは、遅滞なく本組合に届け出なければならない。

(議決権及び選挙権)

第 11 条 組合員は、各々一つの議決権及び役員選挙権を有する。

- 2 組合員は第 30 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。
- 3 組合員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前 2 項の規定により議決権又は選挙権を行うものは、出席者とみなす。
- 5 代理人は、5 人以上の組合員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行う場合、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(守秘義務)

第 12 条 本組合の組合員（組合員が法人である場合には、その役員又は職員）又は組合員であった者は、本組合の事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(使用料及び手数料)

第 13 条 本組合は、施設等の使用料及び事務等の手数料を徴収することができる。

### 第 3 章 事業の執行

(事業の執行)

第 14 条 本組合は、第 1 条の事業について、この定款、試験研究の実施計画及び毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

### 第 4 章 役員

(役員の数)

第 15 条 本組合の役員の数、次のとおりとする。

理事 6人以上15人以内

監事 2人以上5人以内

(役員選挙)

- 第16条 役員は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人であつて、立候補した者、又は理事会若しくは15人以上の組合員から推薦を受けた者のうちから総会において選挙する。
- 2 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
  - 3 投票は、一人につき一票とする。
  - 4 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、抽選で当選人を定める。
  - 5 第1項の総会の会日は、少なくともその20日前までに各組合員に通知し、かつ、公告するものとする。
  - 6 第1項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。
  - 7 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

(役員資格)

- 第17条 本組合の理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人（組合員たる法人に代わつて本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。）でなければならない。

(役員任期)

- 第18条 役員任期は、次のとおりとする。
- 理事 2年
- 監事 4年
- 2 前項の任期は、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠又は増員のために選挙された役員任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合においては、新たに選挙された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

(役員に欠損を生じた場合の措置)

- 第19条 役員が欠けた場合、又はこの定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、会計に関するものを監査する。

- 2 監事は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事会に出席することができる。

(理事長等)

第21条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、1人または2人を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して本組合の業務を執行し、専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、専務理事が欠員のときはその職務を行う。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事が、ともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちから理事長の代理者又は代行者1人を定める。

## 第5章 会議

(理事会の権限)

第22条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事が事故又は欠員のときは、常務理事が、理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による理事会の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第 24 条 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第 25 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決にくわることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議長)

第 26 条 理事会においては、理事長又は理事会において選任される者が、その議長となる。

(理事会の議事録)

第 27 条 理事会の議事については、議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 理事会の議事録は、開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む）、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第 14 条第 3 項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 3 規則第 14 条 4 項各号に掲げる理事会の決議があったものとみなされた場合及び理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(通常総会の招集)

第 28 条 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、理事会の決議を経て、理事長が招

集する。

(臨時総会の招集)

第 29 条 臨時総会は、必要がある時はいつでも、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

- 2 組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求した時は、理事会は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会招集の手続)

第 30 条 総会の招集は、総会の日 10 日前までに、総会の目的である事項及びその内容を示し、書面又は電子メールにより組合員に通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(総会の決議事項)

第 31 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- 四 費用の賦課及び徴収の方法
- 五 本組合の解散
- 六 組合員の加入又は除名
- 七 事業の全部又は一部の譲渡
- 八 技術研究組合法（以下「法」という。）第 34 条第 5 項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- 九 毎事業年度の決算関係書類及び事業報告書
- 十 本組合の組織変更、合併又は新設分割
- 十一 役員を選任
- 十二 損失の処理
- 十三 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

(総会の議事)

第 32 条 総会の議事は、法又はこの定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第 30 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席した組合員の 3 分の 2 以上の同意を得た時及び同条第 2 項の規定により招集の手続を経ることなく開催する場合は、この限りではない。

(特別の決議)

第 33 条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 本組合の解散
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 法第 34 条第 5 項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除
- 六 本組合の組織変更、合併又は新設分割

(総会の議事録)

第 34 条 総会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 総会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の規則第 51 条第 3 項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

## 第 6 章 会計

(事業年度)

第 35 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の作成)

第 36 条 本組合は、規則第 43 条から第 45 条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成するものとする。

(残余財産の処分)

第 37 条 本組合の解散後の残余財産の処分は、本組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して、総会の決議により定める方法により行う。



## 第7章 雑則

### (公告方法)

第38条 本組合の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### (規約)

第39号 この定款に定めるもののほか、本組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

### (顧問)

第40条 本組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時本組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、本組合を代表することができない。

### (参事及び会計主任)

第41条 本組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、主たる事務所において、本組合の業務を行わせることができる。

- 2 参事は、本組合に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった時は、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

この定款は、組合の総会決議により可決された日から施行する。

附 則 改変されたこの定款は、総会決議された令和6年1月24日より施行する。

